

りそな企業年金研究所

りそな年金トピックス



《厚生年金基金関係》

平成24年4月27日

「「厚生年金基金の設立認可について」等の一部改正及び「厚生年金基金の 財政運営について」等の特例的扱いについて」の一部改正について

平成24年4月26日付で「「厚生年金基金の設立認可について」等の一部改正及び「厚生年金基金の財政運営について」等の特例的扱いについて」の一部改正について(年発0426第1号)が発出されました。これにより、加算型以外の厚生年金基金が給付設計を変更する方針を決定した場合の特例的扱いの適用期間が2年延長されました。以下に概要をご案内いたします。

加算型以外の厚生年金基金が給付設計を変更する方針を決定した場合の特例的扱い

加算型以外の厚生年金基金が、老齢年金給付の給付設計を変更する方針について、代 議員会(特段の事情がある場合には理事会)の議決を行った場合には、

- ・ 給付設計を変更する規約の施行日の前日
- ・ 平成26年3月31日(改正前:平成24年3月31日)

のいずれか早い日までの間の中途脱退者につき、当該中途脱退者に係る企業年金連合会への支給義務の移転を停止する経過措置を設けることができます。(当該中途脱退者に対しては、厚生年金基金が給付を行うこととなります。)

▶ 年金財政への影響

中途脱退者に係る企業年金連合会への支給義務の移転を行う場合には、その原資を移換する必要があります。基本プラスアルファ部分の移換額算定に用いる予定利率は、現在2.25%(長期国債の応募者利回りの動向を参考に企業年金連合会が決定)とされています。厚生年金基金の予定利率が2.25%より高い場合には、基本プラスアルファ部分については、移換額に比べ厚生年金基金の予定利率で評価した給付債務の方が小さくなるため、支給義務の移転を行わない方が、損益計算書上、費用の発生が抑制されることとなります。

《厚生年金基金の予定利率が5.5%の場合のイメージ図》

企業年金連合会へ移換し ない場合の基本プラスア ルファ部分の給付債務

予定 利率 5.5% 予定 利率 2.25%

企業年金連合会への基本 プラスアルファ部分に係 る移換額

(注)代行部分については、債務である最低責任準備金は、所謂コロガシ方式により算出するため、財政的には中立と考えられます。

<ご照会先> りそな銀行 年金信託部

東京 03-6704-3211 大阪 06-6268-1834